

令和 7 年度益子町起業支援拠点施設（チャレンジショップ）出店者募集要項

1. 趣旨

益子町では、町内において開業を目指す新規起業者の育成及び支援を行い、もって商店街の活性化を推進し地域経済の発展に寄与するため、益子町起業支援拠点施設(以下「チャレンジショップ」という。)を設置する。

2. 対象者

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) チャレンジショップ使用開始までに本町内に住所を有する個人又は本町内に商業・法人登記のある法人であること
- (2) 本町内での独立開業を目指し、チャレンジショップ使用期間内において本事業に専念できること
- (3) 税等（国税、県税、使用料を含む）の未納がないこと（同一世帯員も含む）
- (4) 事業運営に必要な許認可等を取得していること、又はチャレンジショップでの開業までに取得すること
- (5) 益子町商工会の会員であること。または速やかに益子町商工会の会員になること
- (6) デジタル地域通貨事業（旧 mashipo）の加盟店になること

3. 募集内容

- (1) 所在地 益子町大字益子 937 番地 1
- (2) 設備等 多目的スペース (52.99 m²)・和室 8 畳 2 部屋・2 槽シンク・給湯・スチームコンベクションオーブン・洋式トイレ 1 基等
- (3) 出店期間 2 年以内
施設の引渡し予定時期：令和 8 年 3 月中旬
- (4) 営業日数 週 4 日以上営業すること。
- (5) 使用料 売上（税抜）の 3 %
公共料金等は使用者負担とする。
- (6) 応募業種 日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に規定する小売業又はサービス業とし、商店街の活性化に資すること。
ただし、次に掲げるものについては、対象としない。
(ア) 周囲に騒音、振動、悪臭、煙等の迷惑を及ぼすおそれがあるもの
(イ) 政治、宗教に関係するもの

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業及び接待業務委託営業に該当する業種

(エ) 関係法令で許可を得ないもの

(オ) 公序良俗に反すると判断されるもの

(カ) その他町長が不適當と認めるもの

* 利用開始前に町と賃貸借契約を結ぶこと。

* 出店に必要な営業許可等の諸手続きは使用者において行い、利用開始前に町へ許可証等に写しを提出すること。

* 追加の設備等についても町の承諾のもと、使用者の負担で行うこと。

4. 応募方法

次の各号に掲げる書類を添えて、募集期間内に以下の提出先まで持参又は郵送すること。

- (1) チャレンジショップ使用申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 法令順守誓約書（様式第 3 号）
- (4) 前年度の収入が分かる書類（確定申告書・源泉徴収票の写し）
- (5) 住民票の写し
- (6) 市町村税等完納証明書（同一世帯員の分も含む）
- (7) その他町長が認めるもの

【提出先】

〒321-4293 栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030

益子町役場産業建設部観光商工課商工係

【募集期間】

令和 7 年 9 月 3 日（水）から令和 7 年 11 月 4 日（火）

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土日祝を除く）

（郵送の場合は当日消印有効）

5. 選考方法

益子町チャレンジショップ使用者審査会において書類及びプレゼンによる審査を行う。

審査会日程：令和 7 年 11 月 14 日（金）午前中（予定）

審査結果は、申請者宛てに後日郵送で通知をする。